

### 3 埋立ての現況

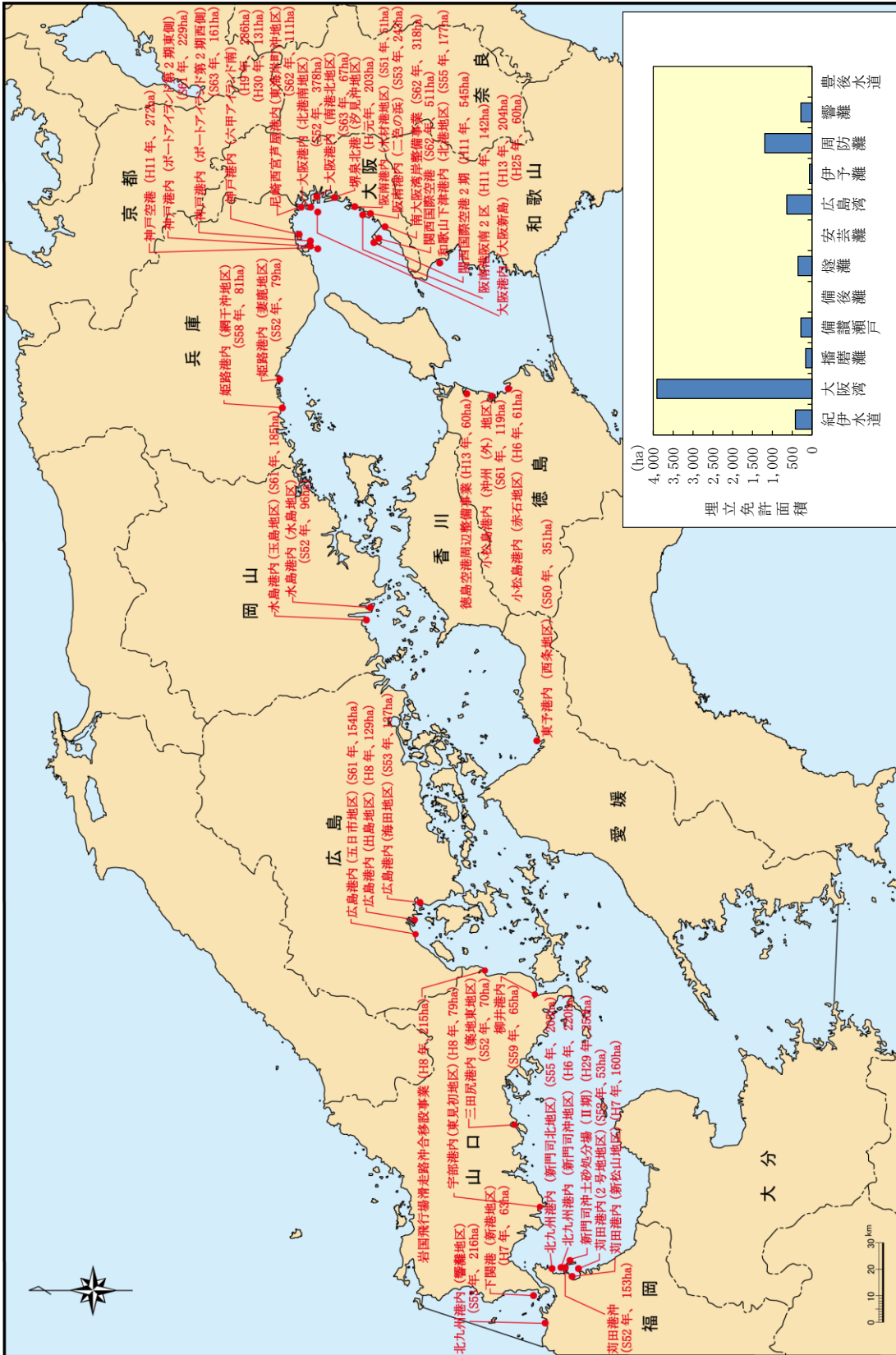


図 3-2 瀬戸内海における 50ha 以上の埋立

注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第 13 条第 1 項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

2. 昭和48年11月2日～令和3年11月1日までに免許されたもの。

3. ( ) 内は順に、免許年、面積

4. 平成 25 年の大阪港内 (大阪新島) (60ha) 及び平成 30 年の神戸港六甲アイランド南地区 (131ha) は、既に埋立免許を取得している

一部を再度受けたものである。

5. 埋立免許面積はすでに免許を取得している区域内で再度取得された面積を含む

出典：環境省調べ